

香川県条例第31号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(家畜保健衛生業務手当) 第19条 家畜保健衛生業務手当は、 <u>次に掲げる職員が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。</u> <u>(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師</u> <u>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生を予防し、若しくはまん延を防止するため緊急の必要がある場合に特に命ぜられ、又は同法第48条の2第1項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員（前号に掲げる職員を除く。）</u>	(家畜保健衛生業務手当) 第19条 家畜保健衛生業務手当は、 <u>家畜保健衛生所に勤務する獣医師が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。</u>
2 略	2 家畜保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。
(特殊現場作業手当) 第22条 略 (1)～(7) 略 (8) 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 (9) 略 2 略	(特殊現場作業手当) 第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1)～(7) 略 (8) <u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</u> (9) 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。